

【青森県】 法の適用日：1月4日 猶予期日：3月末日

青森市（あおもりし）

弘前市（ひろさきし）

黒石市（くろいしし）

五所川原市（ごしょがわらし）

平川市（ひらかわし）

南津軽郡藤崎町（みなみつがるぐんふじさきまち）

南津軽郡大鰐町（みなみつがるぐんおおわにまち）

南津軽郡田舎館村（みなみつがるぐんいなかだてむら）

北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち）

北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）